

もうチェックした??

使用者も!
労働者も!



宮崎県最低賃金



714円

(平成28年10月1日～)

時間額(円)

特定(産業別)最低賃金

効力発生日

714 ※

宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、
処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業

平成28年10月1日

740

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

平成28年12月28日

714 ※

宮崎県各種商品小売業

平成28年10月1日

767

宮崎県自動車(新車)小売業

平成28年12月15日

※平成28年度の改正がありませんでした。

このため平成28年10月1日からは、宮崎県最低賃金714円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時の賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆勤手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 特定(産業別)最低賃金は、次の労働者には適用されません。

①18歳未満又は65歳以上の労働者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者

③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

④その他軽易な業務に主として従事する者で、各特定(産業別)最低賃金の適用を除外されている労働者

宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業

部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)の労働者(食鳥・フロイラー処理加工業等は除く)

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く)、情報通信機械器具製造業の労働者

ただし、次に掲げる業務に主として従事する者を除く

①手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う、組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)

②手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテル貼り、材料の送給又は取りそろえの業務

③磨い又は工具の整理の業務

宮崎県各種商品小売業

百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業の労働者
(衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一つの事業所で小売する事業所)

宮崎県自動車(新車)小売業

自動車(新車)小売業の労働者
ただし、洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者を除く

最低賃金に関するお問合せは、宮崎労働局労働基準部賃金室(☎0985-38-8836)、または最寄りの労働基準監督署へ。宮崎県最低賃金総合相談支援センター(宮崎県社会保険労務士会内 ☎0985-60-3876)でも、お問い合わせ・ご相談に応じています。

ご存知ですか? 業務改善助成金

お問い合わせ 宮崎労働局雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索

宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署

☎(0985)29-6000

☎(0982)34-3331

☎(0986)23-0192

☎(0987)23-5277



宮崎労働局